

# 公 告

下記のとおり賃借権の設定等をしたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、縦覧に供します。

当該土地に係る利害関係人は、当該賃借権の設定等について、縦覧期間満了の日までに理事長あてに意見を提出することができます。

令和8年6月16日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団  
(岡山県農地中間管理機構)  
理 事 長 森 下 慎

## 記

- (1)縦覧期間 令和8年6月16日(火)から令和8年6月22日(月)まで  
(機構ホームページ掲載)
- (2)提出方法 持参又は郵便等  
(縦覧期間満了の日までに必着のこと。書留郵便、配達記録便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- (3)提出期間 縦覧の期間中(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4)提出先 〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号  
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団  
農地中間管理機構業務推進本部

※ 利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことをいいます。

整理番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借期間(年)	備 考
	市町村	大字	字	地番		
1	瀬戸内市	邑久町福中		734	5	
2	瀬戸内市	長船町東須恵		1650-1	3	
3	赤磐市	馬屋		456-1	3	
4	赤磐市	長尾		355-1	10	
5	赤磐市	長尾		356-1	10	
6	赤磐市	長尾		393-1	10	
7	赤磐市	長尾		395	10	
8	赤磐市	長尾		410-1	10	
9	赤磐市	長尾		415-2	10	
10	赤磐市	長尾		518	10	
11	赤磐市	町苅田	可真木	146-1	3	
12	赤磐市	町苅田	立縄手	155	3	
13	赤磐市	稗田		905	3	
14	赤磐市	松木		640-1	5	
15	赤磐市	周匝	上十六	440-2	3	
16	赤磐市	周匝	前河内	454	3	
17	美作市	真加部		88-1	6	
18	美作市	真加部		91-1	6	
19	美作市	明見		571-1	5	
20	美作市	明見		625-1	5	

整理 番号	賃借権の設定等を行う農用地等				備 考
	市町村	大字	字	地番	
1	勝央町	美野	字清実	424-4	農地中間管理事業の特例事業による売買
2	勝央町	美野	字清実	419-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
3	勝央町	豊久田	字一谷	636-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
4	勝央町	美野	字才ノ木原	1941-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
5	勝央町	豊久田	字一谷	654	農地中間管理事業の特例事業による売買
6	勝央町	美野	字草田	1043-7	農地中間管理事業の特例事業による売買
7	勝央町	美野	字草田	1043-6	農地中間管理事業の特例事業による売買
8	勝央町	美野	字草田	1034-8	農地中間管理事業の特例事業による売買
9	勝央町	美野	字才ノ木原	1949	農地中間管理事業の特例事業による売買
10	勝央町	美野	字才ノ木原	1954	農地中間管理事業の特例事業による売買